

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年4月7日

京都市長 門川 大作

1 競争入札に付する事項

単価契約に係る下記の案件について入札し、契約するものである。

(1) 工事名称

舗装補修工事（その3）

(2) 工事場所

北部土木事務所管内

西部地域（堀川通以西，北山通以南及び中川，小野郷，大森及び真弓地区）

(3) 工事概要

オーバーレイ工，舗装打換工，L型街渠補修，街渠版補修，歩車道境界ブロック補修，舗装版切断，区画線補修及び路面切削一式

(4) 工種及び予定数量

ア A s-3型：表層（再生密粒度アスコン）3センチメートル

予定数量（昼間）：200平方メートル

予定数量（夜間）：20平方メートル

イ A s-4型：表層（再生密粒度アスコン）4センチメートル

予定数量（昼間）：400平方メートル

予定数量（夜間）：40平方メートル

ウ A s-9・B-3型：上層路盤（再生粒調碎石）補充材 3センチメートル，基

層（再生粗粒度アスコン）5センチメートル，表層（再生密粒度アスコン）4セ

ンチメートル

予定数量（昼間）：150平方メートル

エ As-19・B-3型：下層路盤(再生粒調碎石) 補充材3センチメートル，
上層路盤(瀝青安定処理) 10センチメートル， 基層(再生粗粒度アスコン) 5セ
ンチメートル， 表層(再生密粒度アスコン) 4センチメートル

予定数量（昼間）：70平方メートル

予定数量（夜間）：50平方メートル

オ As-25・B-3型：下層路盤(再生粒調碎石) 補充材3センチメートル， 上
層路盤(瀝青安定処理) 15センチメートル， 基層(再生粗粒度アスコン) 6セ
ンチメートル， 表層(再生密粒度アスコン) 4センチメートル

予定数量（昼間）：100平方メートル

予定数量（夜間）：50平方メートル

カ L型街渠補修：市型2号（基礎なし）

予定数量（昼間）：50メートル

キ 街渠版補修：2型

予定数量（昼間）：50メートル

ク 歩車道境界ブロック補修：B-II・一般部

予定数量（昼間）：20メートル

ケ 舗装版切断：切断深さ20センチメートル以下

予定数量（昼間）：500メートル

コ 区画線補修：溶融式15センチメートル・実線

予定数量（昼間）：560メートル

サ 路面切削：帯状・切削深さ3センチメートル

予定数量（昼間）：100平方メートル

予定数量（夜間）：100平方メートル

シ A s-4・B-3型：路盤（再生砕石）補充材3センチメートル，表層（再生細粒度アスコン）4センチメートル

予定数量（昼間）：85平方メートル

なお，この契約は単価契約であり，上記の予定数量はあくまで予定であって本件工事に係る実際の施工数量とは異なることがある。

(5) 工期

契約の日から平成23年3月31日まで

(6) 支払条件

出来高払

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について，4のとおり入札参加資格の確認を行い，入札参加資格を有すると認めた者を本件入札参加有資格者（以下「当該有資格者」という。）とする。

(2) 上記(1)の確認結果は，4(4)のとおり通知する。

(3) 当該有資格者は，次のア又はイの方法により，当該工事に係る設計図書等入手し，入札を行う。

ア 下記(4)アに該当し，4(1)に記載の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の書類を4(3)中段に記載のインターネットを利用して提出した者は，京都市電子入札システムによりインターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることにより入手すること。

なお，上記の者であっても設計図書等を購入することができるものとするが，この場合，参加資格確認通知時に当該有資格者に交付する複写承認書により設計図書等を購入すること。

イ 下記(4)イに該当し、4(1)に記載の申請書等を4(3)前段に記載の持参により提出した者は、参加資格確認通知時に当該有資格者に交付する複写承認書により設計図書等を購入すること。

(4) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

イ 入札端末機利用者カード（京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

3 入札参加資格に関する事項

本件入札に係る申請書を提出する日（以下「申請日」という。）において現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、申請日（(4)にあつては、公告の日から参加資格確認の日までの間）において、次に掲げるすべての条件を満たす者

(1) 本市内に本店を有していること。

(2) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）における「ほ装」の総合評定値が800点以上であり、かつ「ほ装」の完成工事高（2年平均又は3年平均）が1億円以上の実績があること。

(3) 当該工事に係る技術者として、建設業法による技術検定のうち、検定種目を一級土木施工管理とするものに合格した技術者又は建設業法による「舗装工事業」に係る監理技術者を、専任で配置し得ること。

当該技術者については、常勤の自社社員であり、かつ申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、本件入札参加資格確認申請時において、他の工事に配置されておらず、かつ申請時以降、落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(4) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社で

ある場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なも

のに限る。)の写し

ウ 技術者配置予定調書(用紙交付)

3(3)に示す技術者を記載し、その資格を証明する書類の写し又は監理技術者資格者証(表面及び裏面)の写し(当該監理技術者が平成16年3月1日以降に監理技術者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者講習修了証の表面の写しも含む。)及び雇用関係を証明する書類の写しを添付すること。

(2) 申請書等の交付の場所及び期間

ア 書面による交付

(ア) 場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

(イ) 期間

公告の日から平成22年4月16日(金)正午まで。ただし、京都市の休日(以下「休日」という。)を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

イ インターネットからのダウンロード

契約課のホームページに、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 申請書等の提出方法

端末機利用者は、4(2)ア(イ)の場所及び期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

インターネット利用者は、4(2)ア(イ)の期間内に、京都市電子入札システムの本件に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「電子入札システムの申請書」という。）に必要事項を入力の上、4(1)に掲げる書類を、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。以下同じ。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。以下同じ。）にして添付（容量はトータルで1メガバイト以内）し、京都市電子入札システムに送信すること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、申請書等を持参する者は、正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、4(2)ア(ア)の場所で、本件工事に係る設計図書等の複写承認書を交付するので、速やかに受領したうえで、設計図書等を本市の指定する期間内に指定する印刷所に提示して購入するか又はインターネットを利用してダウンロードにより入手すること。

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

ウ 通知予定期日

平成22年4月21日（水）

エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成22年4月23日（金）午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

6 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(4)に示した方法により入札すること。

(2) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(イ)の期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（4(2)アの場所及び期間内に4(1)の書類を別途提出し、入札参加資格がある

と認められた者に限る。)が入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。)

(3) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。

(4) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、工種ごとの一件当たりの設定単価(以下「設定単価」という。)、当該設定単価に予定数量を乗じた工種ごとの金額(以下「価格」という。)及び価格の合計金額(以下「総価」という。)を記載した単価表(以下「単価表」という。)を提出しなければならない。

なお、単価表の様式は、入札参加資格の確認結果通知後に別途示す。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、単価表に会社の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、ワード、エクセル又はPDFファイルにして添付(容量は1メガバイト以内)すること。

イ 端末機利用者の場合

単価表に会社の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、表面に工事件名及び工事場所、会社の商号又は名称を記載した封筒に封入、封かんして、入札期間中に4(2)ア(イ)の場所に持参すること。

(5) 単価表には、工種ごとの設定単価(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない額とし、必ず「整数」とすること。)、価格(設定単価×予定数量)及びその価格の合計である総価を記載すること。

なお、単価表が提出されない場合又は提出された単価表に誤りがある場合は、当該入札は無効とする。

- (6) 入札金額は、総価の額を入力すること。
- (7) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。
- (8) 落札の決定は、総価の比較により行う。
- (9) 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (10) 契約の締結は、単価による契約とする。契約金額は、落札者が提出した単価表に記載した単価に100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (11) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号（法人にあっては名称）、予定価格及び最低制限価格を入札の前に公表する。
- (12) 本件入札において、入札者が二者に満たないときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

7 入札期間及び開札日時等

(1) 入札期間

平成22年5月10日（月）、11日（火）及び12日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(2) 開札日時

平成22年5月14日（金）午前9時00分から順次開札し、落札者を決定する。

(3) 落札者に対する通知

落札者に対しては、落札者決定の日（ただし、休日を除く。）に、以下のとお

り通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

(4) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者である場合

平成22年5月17日（月）午前9時から同年5月19日（水）午後5時まで（ただし、休日を除く。）の期間に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、平成22年5月19日（水）午後5時までに、その旨を記載した書面を4(2)ア(7)の場所まで持参し提出すること。

(5) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成22年5月17日（月）午後1時から4(2)ア(7)の場所で閲覧に供し、併せて契約課のホームページにおいて公表する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

9 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札、予定価格を上回る価格の入札及び最低制限価格を下回る価格の入札は無効とする。

10 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 4(2)ア(ア)に同じ。
- (5) 設計図書の内容に関する質問は受け付けない。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）が次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(行財政局財政部契約課)